

ご確認ください。

介護保険事業所物価高騰対策支援事業を実施します

那賀町では、物価高騰の影響を受けながらも、介護保険等のサービスを継続して提供する介護保険事業所の皆様に対して、事業継続への負担を目的として給付金を支給します。ご活用下さい。

○交付額（2種類あります。）

区分	種別	例示	給付金額	
			消耗品費等※1	食料価格※2
イ	通所系サービス及びグループホーム	・デイサービス ・グループホーム など	8万円	7,000円 (1食/日)
ロ	入所系サービスA	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設など	24万円	19,000円 (3食/日)
ハ	入所系サービスB	・特定施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	12万円	19,000円 (3食/日)
ニ	入所系サービスC	・短期入所生活(療養)介護	4万円	19,000円 (3食/日)
ホ	その他サービス	・訪問介護 ・居宅介護支援等	4万円	—

※各区分におけるサービス種別は別紙をご覧ください。

※1 消耗品費等高騰対策分給付金

上記サービス種別のうち、指定を受けているものを一つ選択し、それに対応した給付金額を支給

※2 食料価格高騰対策分給付金（金額は定員1人あたり）

- ・光熱費等高騰対策分給付金支給対象事業所(上記区分イ～ニ)のうち、食事の提供を行っている事業所に支給
- ・食事の提供を行っていることを証明する書類を添付すること（契約書・料金表・献立表など）
- ・上記サービス種別の指定を受けていない事業所でも食事を提供していることを証明するものがあれば支給対象とする。
- ・利用者ごとに食事契約が異なる場合は、1日3食利用者と1日1食利用者を分けて支給も可

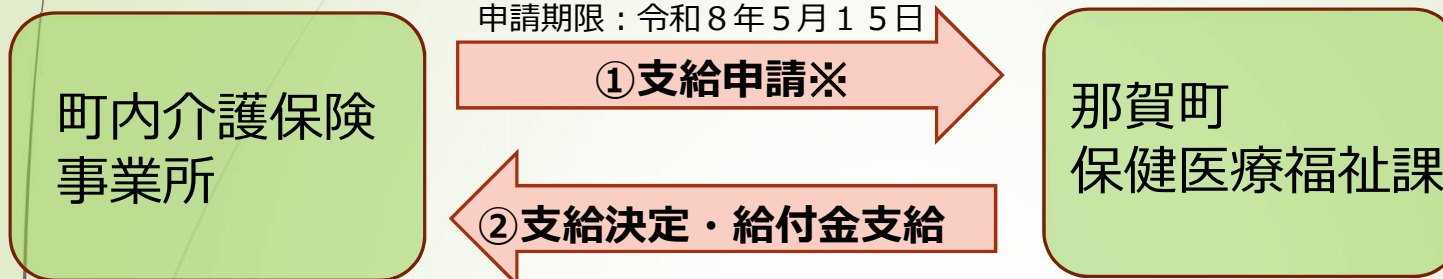
ご確認ください。

介護保険事業所物価高騰対策支援事業

○支給対象者：町内に所在する介護保険事業所です。（令和8年4月1日時点）

※対象となる事業所には事前に通知を送付いたします。

【申請・支給までの流れ】



※支給申請書は郵送でも持込でも結構です。
食料価格高騰対策分給付金を申請予定の事業所は、食事提供を証明する書類（契約書・献立表・料金表）を添付して下さい。

【対象介護保険事業所様へのお願い】

本支援事業には、「那賀町介護保険事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱」がございます。本資料で説明しきれない箇所もございますので、ご一読下さい。

申請手続きの方法など、
お気軽にお問い合わせ下さい。

【本支援事業の問い合わせ先】

那賀町役場保健医療福祉課（徳島県那賀郡那賀町延野字王子原3番地1）

電話番号 0884-62-1141

別紙) サービス種別一覧

イ 通所系サービス及びグループホーム

- 1 通所介護
- 2 通所リハビリテーション
- 3 地域密着型通所介護
- 4 認知症対応型通所介護
- 5 小規模多機能型居宅介護
- 6 認知症対応型共同生活介護
- 7 看護小規模多機能型居宅介護

ロ 入所系サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など)

- 8 介護老人福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)
- 9 介護老人保健施設サービス
- 10 介護医療院サービス

ハ 入所系サービス(特定施設など)

- 11 特定施設入居者生活介護
- 12 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ニ 入所系サービス(短期入所)

- 13 短期入所生活介護
- 14 短期入所療養介護

ホ その他のサービス

- 15 訪問介護
- 16 訪問入浴介護
- 17 訪問看護
- 18 訪問リハビリテーション
- 19 福祉用具貸与
- 20 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 21 夜間対応型訪問介護
- 22 居宅介護支援
- 23 介護予防支援